

第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画  
【素案】

令和7年1月  
小値賀町

# 目次

|                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| 第1章 計画策定にあたって.....                  | 1                      |
| 1. 計画策定の背景と趣旨.....                  | 1                      |
| 2. 計画の位置付け.....                     | 1                      |
| 3. 他計画との整合性.....                    | 2                      |
| 4. 計画の期間.....                       | 2                      |
| 5. 計画の策定体制.....                     | 3                      |
| 6. 計画の進行管理および点検.....                | エラー! ブックマークが定義されていません。 |
| 第2章 データから見える子どもと家庭を取り巻く状況.....      | 4                      |
| 1. 人口の動向.....                       | 4                      |
| 2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況..... | 7                      |
| 3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び課題の整理.....  | 9                      |
| 第3章 基本理念及び基本方針.....                 | 14                     |
| 1. 基本理念.....                        | 14                     |
| 2. 基本方針.....                        | 14                     |
| 3. 計画の体系.....                       | 15                     |
| 第4章 基本方針ごとの取り組み.....                | 16                     |
| 基本方針1 各家庭のニーズに対応した支援の実施.....        | 16                     |
| 基本方針2 子どもが健やかに成長できる環境の整備.....       | 21                     |
| 基本方針3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進.....   | 25                     |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画.....              | 31                     |
| 1. 量の見込みについて.....                   | 31                     |
| 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定.....    | 31                     |
| 3. 教育・保育の量の見込みと確保の方策.....           | 32                     |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....   | 33                     |
| 5. 教育・保育の一体的な提供の推進.....             | 40                     |
| 6. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上.....          | 40                     |
| 7. 今計画中に実施を見込む事業.....               | 41                     |
| 第6章 計画の推進に向けて.....                  | 42                     |
| 1. 計画の推進に向けた進行管理・点検・評価.....         | 42                     |
| 2. 計画の見直し.....                      | 42                     |
| 資料編.....                            | 43                     |
| 小値賀町の子ども子育てに関する計画の変遷.....           | 43                     |
| 計画策定の経緯.....                        | 43                     |
| 小値賀町子ども・子育て会議条例.....                | 44                     |
| 小値賀町子ども・子育て会議委員名簿.....              | 46                     |

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて、少子化対策や子ども・子育て世帯への社会保障等の取り組みは遅れをとっているのが現状です。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、本町では、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、令和2年に「第2期小値賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

令和5年12月22日には、子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」を閣議決定しました。令和6年5月31日には、子ども政策推進会議において、子ども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「子どもまんなか実行計画 2024」を決定しました。

「第2期小値賀町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間満了となることを受け、社会状況や本町の子ども・子育て世帯の状況を十分に踏まえ、子育て支援の更なる充実を目指し、新たに「第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

## 2. 計画の位置付け

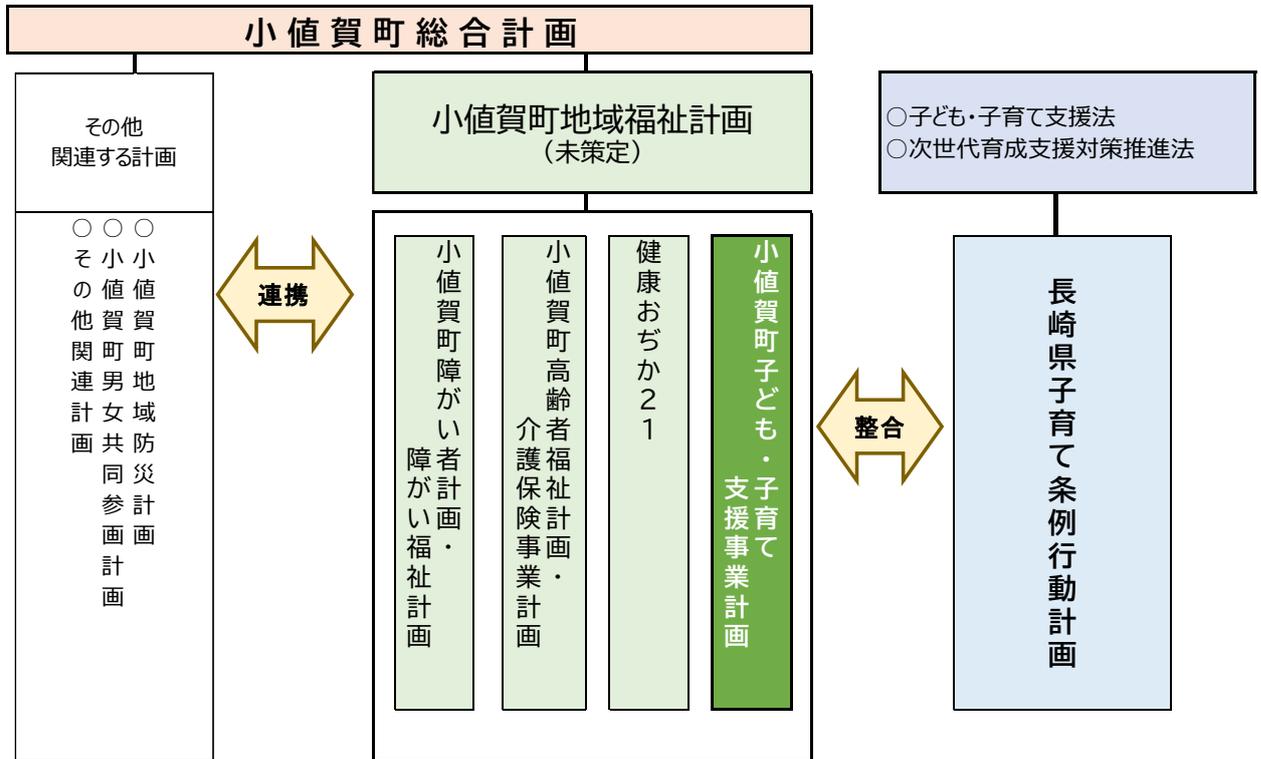
本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定します。

### 3. 他計画との整合性

本計画は「小値賀町障がい者福祉計画及び小値賀町障がい福祉計画・小値賀町障がい児福祉計画」、「小値賀町高齢者保健福祉・介護保険事業計画」、「健康おぢか21」等を始めとする町の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

図表1 計画の位置づけ



### 4. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

図表2 計画の期間



## 5. 計画の策定体制

### (1) 小値賀町子ども・子育て会議の設置

子育て支援に関する事業に従事する者、保護者、公募委員などから構成される「小値賀町子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しながら本計画を策定しました。

### (2) 庁内の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法77条1項の規定により、子どもの保護者や幼児教育・保育施設等の子育て支援関係者、学識経験者等で構成する「小値賀町子ども・子育て会議」において、計画内容等について協議しました。

### (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、保護者の子育てに関する生活実態、要望、意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、小値賀町に居住する未就学児童の保護者・小学生の保護者及び妊娠中の方を対象に、子ども・子育てに関するアンケート調査を実施しました。

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 配布・回収方法 | 郵送による配付・回収(回答者の選択により、Web フォームを通じた回答) |
| 調査期間    | 令和6年11月4日～令和6年11月22日                 |
| 配布数     | 93通                                  |
| 回収数(率)  | 41通(44.1%)                           |

### (4) パブリック・コメントの実施

## 6. 計画の進行管理および点検

本計画の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。また、次期計画の見直しの際には、アンケート調査等を実施するとともに、小値賀町子ども・子育て会議での検討を経て、内容の修正や追加等を行います。

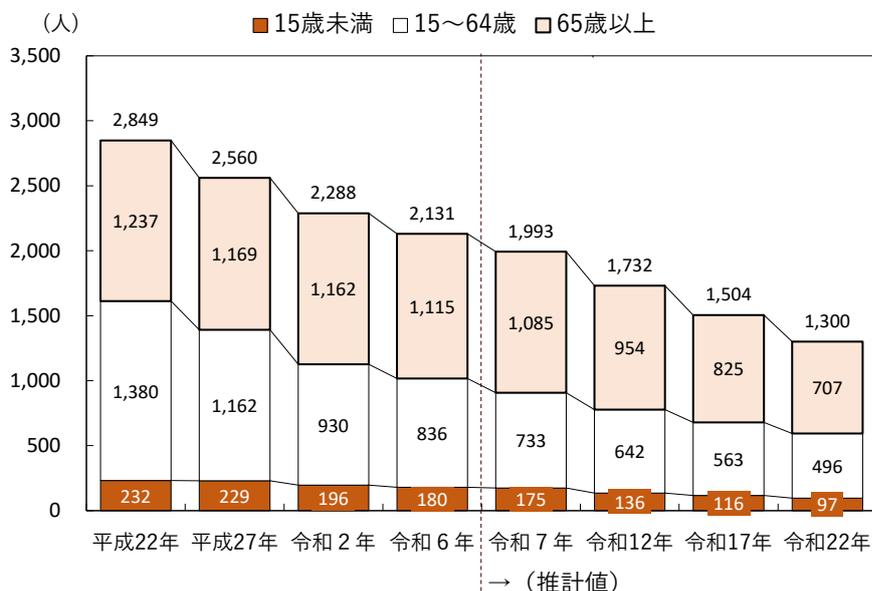
## 第2章 データから見える子どもと家庭を取り巻く状況

### 1. 人口の動向

#### (1) 人口の推移と将来推計

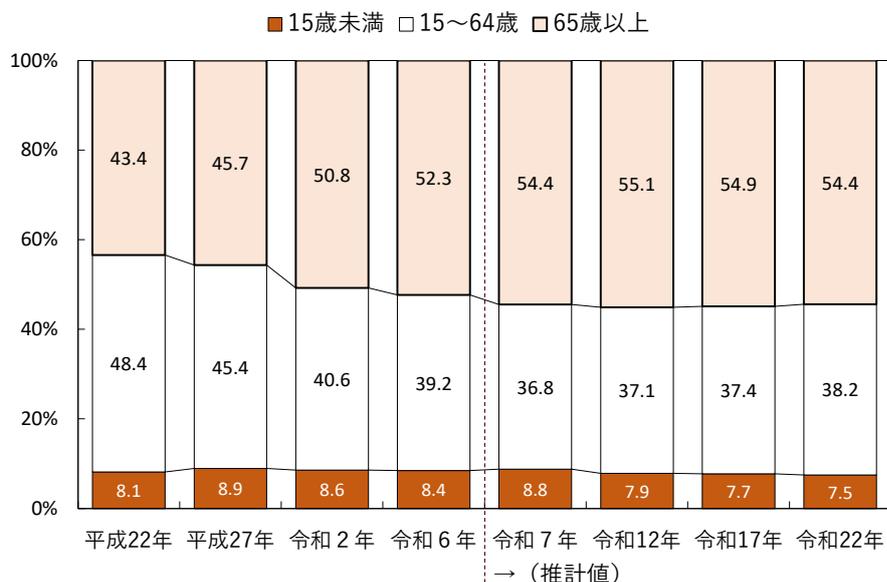
本町の総人口は減少が続いており、令和6年時点で2,131人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続けることが予想されており、令和22年には1,300人となる見込みです。

図表3 年齢3区分人口の推移と推計(各歳別)



資料：国勢調査（各年10月1日時点）（令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」より）  
令和6年の人口については住民基本台帳（10月1日時点）

図表4 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計



資料：国勢調査（各年10月1日時点）（令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」より）  
令和6年の人口については住民基本台帳（10月1日時点）

第5次小値賀町総合計画では、人口目標「こども人口各学年15人」をかけた、令和16年を達成時期とし、令和6年度を起点に均等に増加することを目標に推計を行っています。

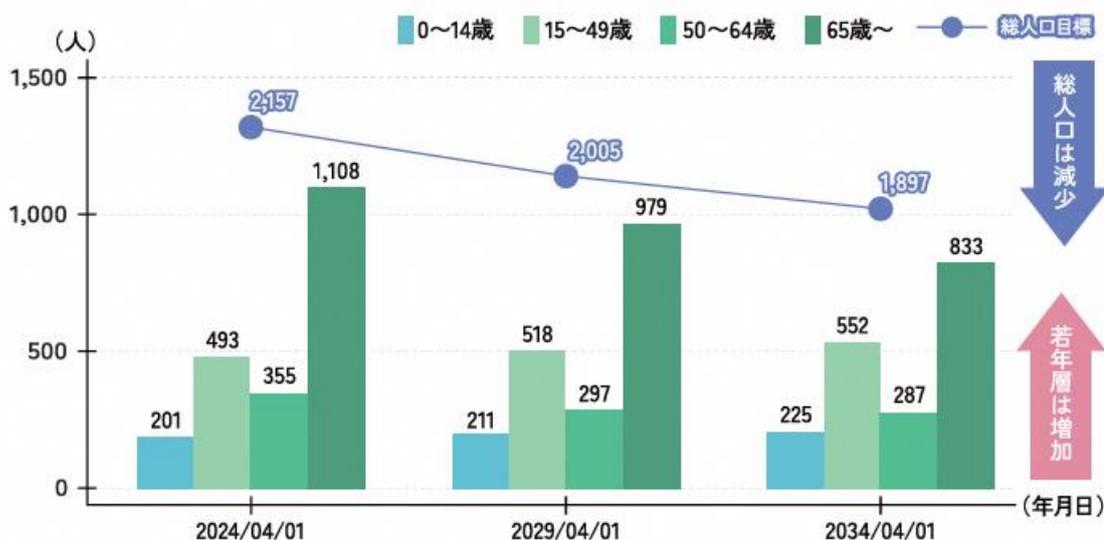
参考資料として、以下の通り第5次小値賀町総合計画に掲載されている内容を掲載します。

図表5 参考資料:人口目標における人口推計(0歳~49歳)

| 年代                                  | 前期計画期間                  |             |             |             |             |             | 後期計画期間      |             |             |             |             |             |      |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
|                                     | 2020<br>10.1            | 2024<br>4.1 | 2025<br>4.1 | 2026<br>4.1 | 2027<br>4.1 | 2028<br>4.1 | 2029<br>4.1 | 2030<br>4.1 | 2031<br>4.1 | 2032<br>4.1 | 2033<br>4.1 | 2034<br>4.1 |      |
| こども<br>世代<br>人口<br>14<br>歳<br>以下    | 1学年あたりの<br>人口目標         | 13          | 13.4        | 13.5        | 13.6        | 13.8        | 13.9        | 14.0        | 14.2        | 14.4        | 14.6        | 14.8        | 15   |
|                                     | 人口小計目標                  | 196         | 201         | 202.8       | 204.8       | 206.9       | 208.9       | 211         | 213.7       | 216.4       | 219.2       | 221.9       | 225  |
| 親<br>世代<br>人口<br>15<br>~<br>49<br>歳 | 15歳~49歳の人口目標            | 482         | 493         | 498.3       | 503.3       | 508.3       | 513.3       | 518         | 525.1       | 531.8       | 538.6       | 545.3       | 552  |
|                                     | 親世代に対する(%)<br>こども人口割合目標 | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7        | 40.7 |
| 総人口目標                               |                         | 2288        | 2157        | 2176.5      | 2096.1      | 2065.6      | 2035.2      | 2005        | 1983.2      | 1966.1      | 1940.1      | 1918.5      | 1897 |

資料:第5次小値賀町総合計画

図表6 参考資料:人口目標における人口推計

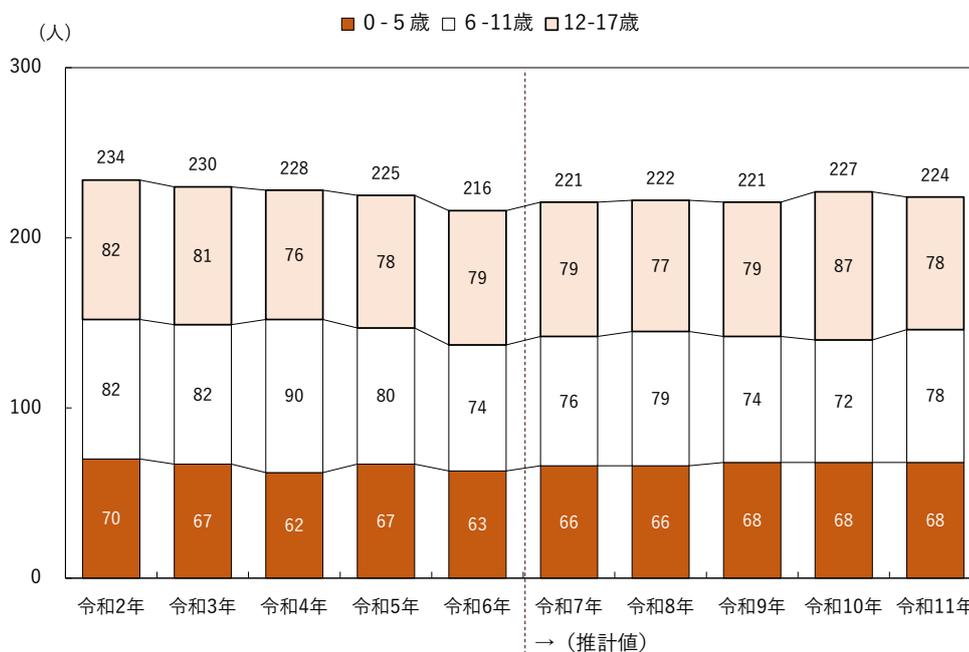


資料:第5次小値賀町総合計画

## (2) 児童生徒数の推移と推計

本町における0歳から17歳の子どもの将来の人口について推計した結果は以下のとおりとなります。本計画の年度中(令和7年度から令和11年度)は、児童生徒の人口はおおむね横ばいに推移していくことが予想されます。

図表7 本町の児童生徒数の推移

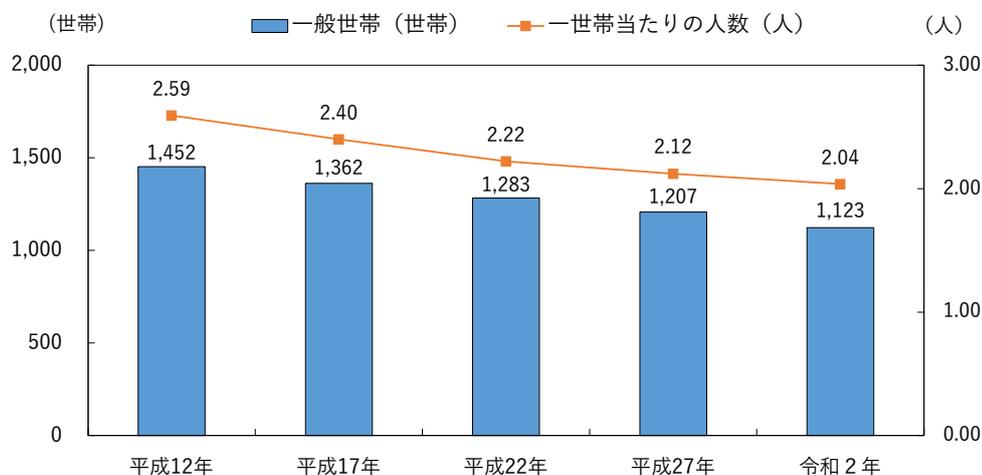


資料:住民基本台帳(各4月1日時点)※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

## (3) 世帯数の推移

本町の世帯数は一貫して減少傾向にあります。世帯数の減少と比例して一世帯当たりの人数も減少傾向となっており、核家族世帯や単身世帯が増加していることが考えられます。

図表8 世帯数の推移

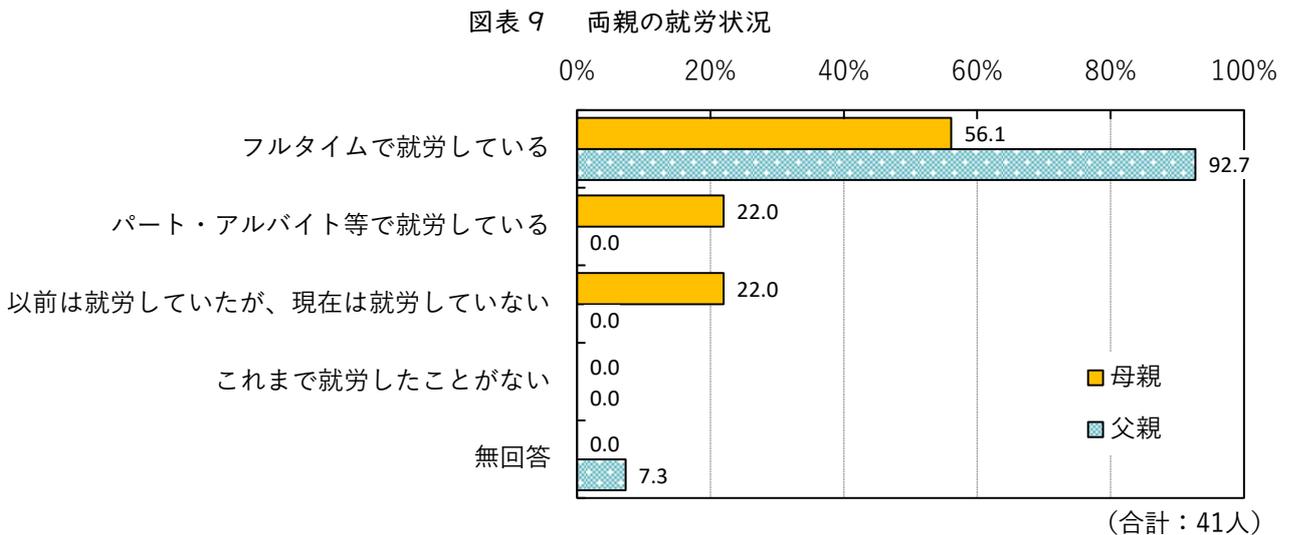


資料:国勢調査(各年10月1日時点)

## 2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

### (1) 保護者の就労状況

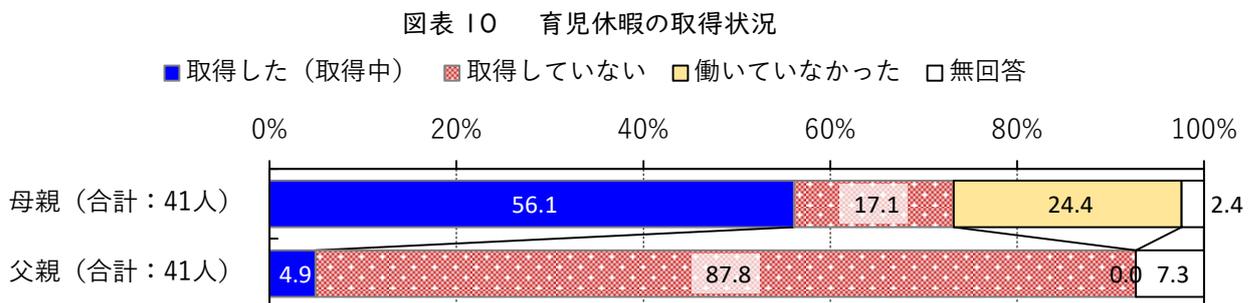
保護者の就労状況についてたずねたところ、「フルタイムで就労している」と回答した人の割合は母親で56.1%、父親で92.7%となっています。「パート・アルバイト等で就労している」と回答した母親の割合と合わせると、ほとんどの家庭が共働きであることがわかります。



※フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労

### (2) 育児休暇の取得状況

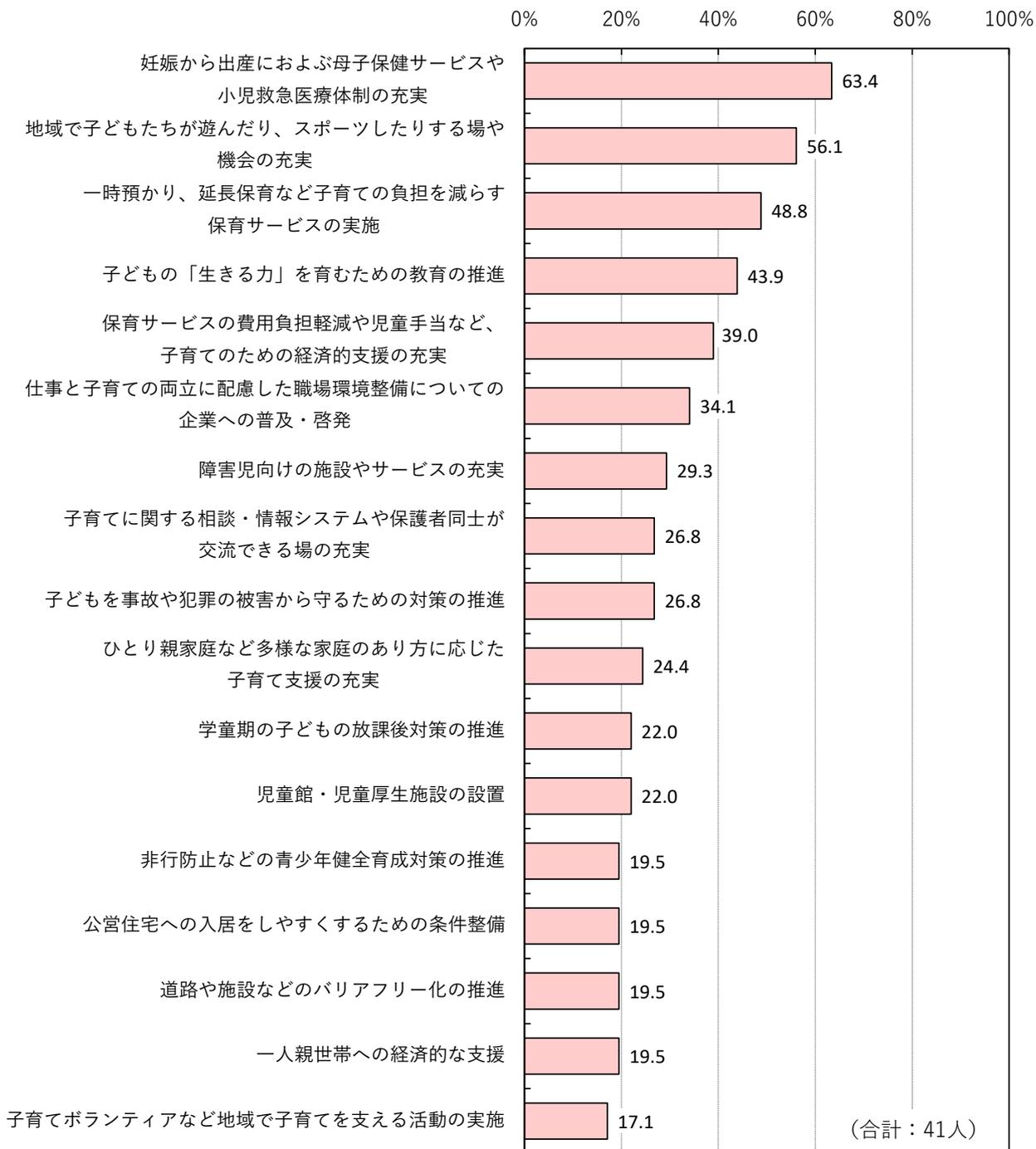
育児休暇の取得状況を見ると、「取得した(取得中)」と回答した人の割合は母親で56.1%、父親で4.9%となっています。父親のほとんどは育児休暇を「取得していない」状況です。



### (3) 町に期待する子育て支援

子どもを健やかに生み育てるために、町にどのようなことを期待するかをたずねたところ、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」と回答した人の割合が63.4%で最も高く、次いで「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(56.1%)、「一時預かり、延長保育など子育ての負担を減らす保育サービスの実施」(48.8%)と続きます。

図表 11 町に期待すること



### 3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び課題の整理

#### (1) 教育・保育サービスの状況

##### ①1号認定(3~5歳)

(単位:人)

| 年度           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①計画値(確保の見込)  | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    |
| ②実績値         | 2     | 4     | 1     | 5     | 3     |
| 充足率(②/①×100) | 10.0% | 20.0% | 5.0%  | 25.0% | 15.0% |

#### 【評価と今後の方向性】

- 1号認定については、実績に対して十分に受け皿が確保できている状況です。

##### ②2号認定(3~5歳)

(単位:人)

| 年度           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度 |
|--------------|--------|--------|-------|--------|-------|
| ①計画値(確保の見込)  | 35     | 35     | 35    | 35     | 35    |
| ②実績値         | 38     | 36     | 31    | 36     | 32    |
| 充足率(②/①×100) | 108.6% | 102.9% | 88.6% | 102.9% | 91.4% |

#### 【評価と今後の方向性】

- 2号認定については、年度によって多少のばらつきがありますが、おおむね現在の整備状況で受け皿が確保できている状況です。

##### ③3号認定(0~2歳)

| 年度           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①計画値(確保の見込)  | 32    | 32    | 32    | 32    | 32    |
| ②実績値         | 29    | 25    | 29    | 23    | 16    |
| 充足率(②/①×100) | 90.6% | 78.1% | 90.6% | 71.9% | 50.0% |

#### 【評価と今後の方向性】

- 3号認定については、おおむね現在の整備状況で受け皿が確保できている状況です。

※令和6年度の実績分は見込値になります

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ①妊婦健康診査事業

(人/年)

| 年度         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(計画値) | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 実績値        | 6     | 8     | 7     | 12    | 9     |

#### 【評価と今後の方向性】

- 妊娠届け出数が推計を下回ったため実績値が計画値を下回っていますが、母子手帳を発行したすべての方を対象に事業を実施することができています。

### ②乳児家庭全戸訪問事業

(人/年)

| 年度         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(計画値) | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 実績値        | 9     | 7     | 10    | 6     | 9     |

#### 【評価と今後の方向性】

- 出生数が推計を下回ったため実績値が計画値を下回っていますが、すべての世帯を対象に新生児訪問を実施することができています。

### ③地域子育て支援拠点事業

(組)

| 年度         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(計画値) | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 実績値        | 8     | 8     | 9     | 10    | 9     |

#### 【評価と今後の方向性】

- 「ぴよぴよ広場」を週3回、5時間実施の枠で実施しています。  
また、月に1回、2歳までの子どもと、その親を対象とした「ふれあい教室」を実施しています。

※令和6年度の実績分は見込値になります

④養育支援訪問事業

(人/年)

| 年度  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

【評価と今後の方向性】

- 計画期間中の事業対象者はいませんでした。

⑤放課後児童健全育成事業

(人/年)

| 年度         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値(確保の見込) | 40    | 40    | 40    | 40    | 40    |
| 実績値        | 31    | 31    | 28    | 32    | 27    |

【評価と今後の方向性】

- 放課後児童クラブ運営規程により定員数は40人であるため、年間を通しての最大利用者数をみても確保できている状況です。

⑥放課後子ども教室推進事業

(か所)

| 年度         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値(確保の見込) | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 実績値        | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |

【評価と今後の方向性】

- 「よりみち塾」「おぢか山学校」「小値賀少年少女合唱団」の3か所で開設しています。

※令和6年度の実績分は見込値になります

⑦一時預かり

(件/年)

| 年度    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | —     | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    |
| 実績値   | —     | 2     | 1     | 0     | 90    |

【評価と今後の方向性】

- 令和2年度より実施を目指して検討を進め、令和3年度より「ぴよぴよ広場」で事業を開始しています。今後も利用実績やニーズに応じたサービスの提供体制を検討していきます。

⑧延長保育

| 年度  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 延べ利用人数(人) | 59    | 41    | 25    | 49    | 69    |
|     | 延べ利用日数(日) | 452   | 74    | 34    | 160   | 490   |

【評価と今後の方向性】

- 利用者が増加傾向となっています。今後も利用実績やニーズに応じたサービスの提供体制を検討していきます。

⑨利用者支援事業

(か所)

| 年度    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | —     |       |       |       |       |
| 実績値   | —     |       |       |       |       |

【評価と今後の方向性】

- 令和3年度より健康管理センター内に「子育て世帯包括支援センター」を設置しました。
- 母子保健に関する業務を実施しています。

※令和6年度の実績分は見込値になります

### (3) 基本方針ごとの実施状況

#### 基本方針Ⅰ 各家庭のニーズに対応した支援の実施

##### 【取り組んだこと】

- 子育てによる金銭的・肉体的・精神的負担を軽減し、楽しく子育てができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減や教育・保育サービスの充実、子育て支援に関する情報の発信等の各種施策に取り組みました。

#### 基本方針Ⅱ 子どもが健やかに成長できる環境の整備

##### 【取り組んだこと】

- 親が安心して子育てをできる環境を整備し、質の高い子ども期の教育・保育を提供できる体制づくりを進めるため、母子保健の充実や子どもの健康・安全の確保、放課後児童の健全な育成等の各種施策に取り組みました。

#### 基本方針Ⅲ 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

##### 【取り組んだこと】

- 子どもたちが地域を元気にできるような地域づくりを目指し、地域における世代間交流の推進や地域での子育て活動の充実、要保護児童対策地域協議会の体制強化、児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備、ワークライフバランスへの理解等の各種施策に取り組みました。

## 第3章 基本理念及び基本方針

### 1. 基本理念

令和5年12月22日、国は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。また、こども政策推進会議では、施策の具体的内容について定めた「こどもまんなか実行計画」が決定されています。

本町では、「第2期小値賀町子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育サービスの整備やその他各種子育て支援を推進してきました。

本計画は、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的としています。この目的達成のため、本計画は、第2期計画や第5次小値賀町総合計画の戦略を踏まえ、「こどもを育てるなら小値賀」、こどもが健やかに学び育ち、安心して子育てができる～おぢかっ子は島の宝～」を基本理念として計画を推進していきます。

#### [基本理念]

「こどもを育てるなら小値賀」  
こどもが健やかに学び育ち、安心して子育てができる  
～おぢかっ子は島の宝～

### 2. 基本方針

第2期小値賀町子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる3項目の基本方針を掲げ推進しました。本計画では、第2期計画の体系を踏襲し、3つの基本方針を定め、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政、地域社会がより一体となって解決していきます。

#### [第3期計画基本方針]

基本方針1 各家庭のニーズに対応した支援の実施  
基本方針2 子どもが健やかに成長できる環境の整備  
基本方針3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

本計画では、今後策定予定の「小値賀町こども計画」の前段として策定します。

こども家庭庁の「こどもまんなか実行計画」では、ライフステージを通じた支援とライフステージ別の支援の両輪で、誕生前から成長し子育て当事者となるまでのライフステージの段階に合わせた切れ目のない支援を行っていくことを目指しています。

本計画においても、これまでの取り組みとあわせて、子どもの成長段階に合せて適切な支援の取り組みを行っていくために必要な取り組みを新たな項目として整理しました。

### 3. 計画の体系

#### 【基本理念】

「こどもを育てるなら小値賀」  
こどもが健やかに学び育ち、安心して子育てができる  
～おぢかっ子は島の宝～

#### 【基本方針】

##### 基本方針1 各家庭のニーズに対応した支援の実施

- (1) 妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 子育て支援に関する情報の発信

##### 基本方針2 子どもが健やかに成長できる環境の整備

- (1) 母子保健の充実
- (2) 子どもの健康・安全の確保
- (3) 子どもの成長に応じた支援 新設
- (4) 放課後児童の健全な育成

##### 基本方針3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

- (1) 地域における世代間交流の推進
- (2) 地域での子育て活動の充実
- (3) 要保護児童対策地域協議会の体制強化
- (4) 児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備
- (5) ワークライフバランスへの理解

## 第4章 基本方針ごとの取り組み

### 基本方針1 各家庭のニーズに対応した支援の実施

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てにおいて悩みや不安を抱える保護者も多くいる状況です。家族の形が多様化している現代社会に対応した支援を提供していく必要があります。

#### (1) 妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減

##### 【現状と課題】

妊娠・出産・子育てにおける経済的負担は、多くの家庭にとって大きな課題となっています。出産時の医療費等は保険適用外で高額となるケースが多く、出産一時金の制度があるものの、全ての費用を賄うには不足していることも少なくありません。また、育児用品や保育料、教育費といった子どもの成長に伴う支出が家計を圧迫する要因となり、特に保育園や幼稚園の利用料については地域による差が大きいのが現状です。

本町は離島という地理的特徴から、医療機関等へのアクセスに制限がある場合もあり、都市部や本土と比較して妊娠・出産・子育てに関する経済的負担が大きくなりがちです。

アンケート調査でも、町に期待する子育て支援として、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」(39.0%)、「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」(24.4%)、「一人親世帯への経済的な支援」(19.5%)など、家庭の状況に応じた子育て支援や経済的支援を求める意見が少なくありません(p.8 図表11 参照)。

妊娠・出産・子育ての負担軽減を社会全体で支え、多様な家庭が安心して子育てができるよう、各種経済的支援に取り組みます。

##### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名                | 内容  | 担当課   |
|-------------------------|---|-------|
| 小値賀町すくすく発達応援補助金         | 発達相談や健診等にて発達促進のための訓練が必要だと判断された児童並びに介護者に対し、島外医療機関等への訓練や通院に要する交通費を助成します。                | 福祉事務所 |
| 福祉医療費<br>(乳幼児・こども・母子父子) | 乳幼児、ひとり親家庭における親と子、こども(18歳に到達後の最初の年度末まで)が医療機関などで保険診療により入院または通院した場合の医療費について一部負担金を助成します。 | 福祉事務所 |

| 取り組み・事業名         | 内容  | 担当課   |
|------------------|---|-------|
| 小値賀町子育て世帯保育料軽減事業 | 子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を推進するため、児童を町立小値賀こども園等に入園させる保護者に対し、保育料の全部を補助します。                                   | 福祉事務所 |
| 児童手当             | 0歳から18歳に到達後の最初の3月31日までの子どもを養育する保護者に支給される手当で、経済的負担を軽減するための制度です。  | 福祉事務所 |
| 児童扶養手当           | ひとり親家庭やこれに準ずる家庭を支援するための制度で、18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害児の場合は20歳未満)を養育する保護者に支給されます。                                    | 福祉事務所 |
| 安心出産支援補助金        | 本町の妊婦が本土と比べて産婦人科等の受診が困難なため、出産の際に経済的支援として補助金を支給する制度です。母子共に健全な出産を確保することを目的としています。                                   | 住民課   |
| 出生祝金支給事業         | 定住の意思をもって本町に住所を有する者で、児童を養育する父又は母等に祝金を支給します。<br>第一子10万円、第二子20万円を支給します。<br>第三子以降は出産時に30万円、小学校入学時に20万円、合計50万円を支給します。 | 福祉事務所 |

## (2) 教育・保育サービスの充実

### 【現状と課題】

教育・保育サービスの充実とは、子どもたちの健全な成長を支えるだけでなく、親の就労や家庭の安定を支えるために重要な役割を果たしています。

保育施設の整備や幼児教育・保育の無償化などにより、多くの家庭が教育・保育サービスを利用していますが、生活様式や働き方が多様化する中、それぞれの世帯にあったサービスや支援を提供していくことも重要です。

アンケートでも、町に期待する子育て支援として、「一時預かり、延長保育など子育ての負担を減らす保育サービスの実施」と回答した人の割合が48.8%と、ニーズが高い様子がうかがえます（p.8 図表11参照）。

今後も、子どもや子育て家庭のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、サービスの質の向上にも努めます。

### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名                | 内容  | 担当課             |
|-------------------------|---|-----------------|
| 一時預かり事業                 | 主として昼間に、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、理由を問わず、一時的に預かる事業です。                            | 住民課             |
| 延長保育・一時保育事業             | 通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園において保育を実施する事業です。                                 | 福祉事務所<br>(こども園) |
| 保護者のニーズに応じた教育・保育サービスの提供 | 事業の利用実績やアンケートの結果により把握した利用希望などを踏まえ、子どもや子育て家庭を支援するための様々な事業について実施を検討していきます。        | 福祉事務所<br>教育委員会  |
| 教育・保育の質の向上に向けた取り組み      | 幼児教育・保育の質の向上に向けて、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。  | 福祉事務所           |
| 小値賀町子育て世帯保育料軽減事業【再掲】    | 子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を推進するため、児童を町立小値賀こども園等に入園させる保護者に対し、保育料の全部を補助します。 | 福祉事務所           |
| 保育施設実習支援事業              | 小値賀町での保育・就労を目指すきっかけづくりとして、小値賀こども園での保育実習時の交通費、宿泊費等の費用を補助します。                     | 福祉事務所           |

### (3) 子育て支援に関する情報の発信

#### 【現状と課題】

近年では、ホームページやSNS、アプリ等の多種多様な媒体を通じて子育て支援に関する情報が発信されています。

アンケート調査でも、妊娠期の情報（制度や生活など）の入手先として、「産婦人科などの医療機関」と回答した人の割合が 51.2%で最も高く、次いで「インターネット」が 46.3%となっています（図表 12）。

この結果から、多くの妊婦が医療機関を信頼して情報を得る一方で、手軽にアクセスできるインターネットも重要な情報源となっていることが分かります。しかし、インターネット上には根拠のない情報や誤解を招く内容、個人の経験談や偏った主張に基づく情報が含まれている場合も少なくありません。

子育てを担う保護者が必要とする情報が、正しく、必要な時に得られるよう、多様な媒体や手段を通じた情報発信に努めていく必要があります。

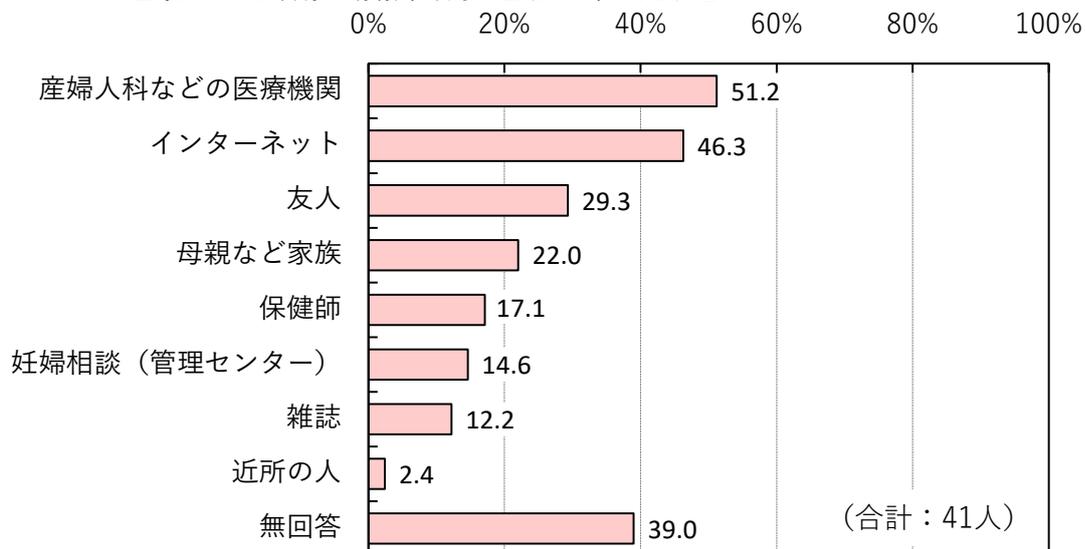
また、同アンケート調査で子育てに関する相談相手についてたずねた設問では、「親や家族」「友人や知人」と回答する人が圧倒的である一方で、「健康管理センター」などの公的機関を挙げる人は相対的に低くなっています（図表 13）。

この結果から、周囲に配偶者がいないひとり親家庭や、親族が近くにはいない核家族世帯、周囲に顔見知りの少ない移住世帯などは、地域で孤立しやすいことが考えられます。

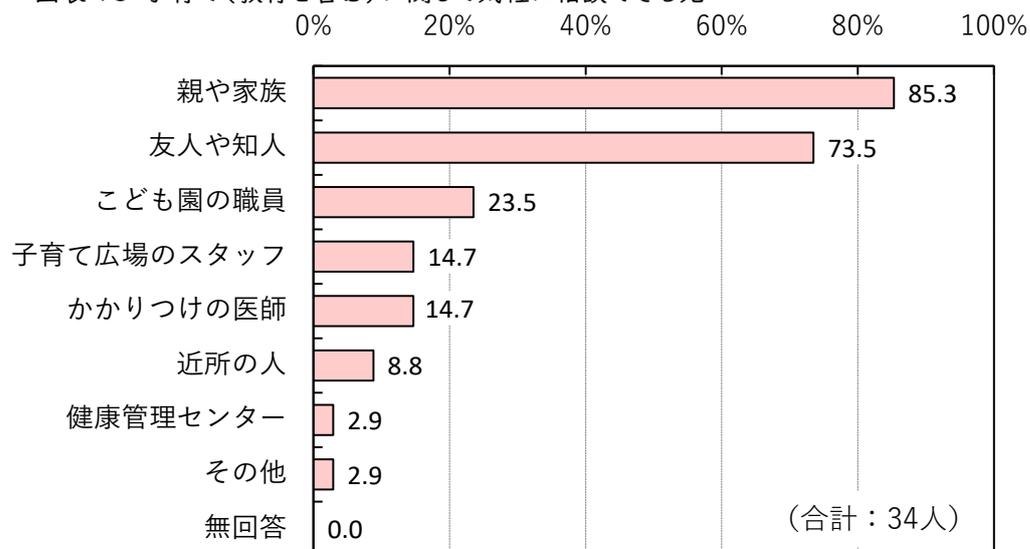
困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、「何かがあったとしても何とかできる」という安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人に寄り添った子育て支援の充実を目指します。

図表 12 妊娠期の情報（制度や生活など）の入手先



図表 13 子育て(教育を含む)に関して気軽に相談できる先



【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名            | 内容   | 担当課                             |
|---------------------|--|---------------------------------|
| 子育て世代包括支援センターの運営    | 子育て世代を包括的に支援するための「子育て世代包括支援センター」を運営します。  | 健康管理センター                        |
| 子育て支援講演会・講座の実施      | 子育て中の親の意識啓発の為に講演会や講座を実施します。  | 福祉事務所<br>(こども園)<br>住民課<br>教育委員会 |
| 「ながさきファミリープログラム」の推進 | 「ながさきファミリープログラム」とは、子育ての不安や悩みなどについて語り合い、共感し、繋がりながら子育てについてのヒントを得られるように構成された参加型学習プログラムです。家庭教育を強化していくため、「ながさきファミリープログラム」の認知度向上に努めます。 | 教育委員会                           |

## 基本方針2 子どもが健やかに成長できる環境の整備

妊娠・出産・産じょく期の女性に対する支援は、母子の愛着形成を促進し、子どもの健やかな発達に大きく寄与します。妊娠初期からの健康管理が適切に行えるよう、正しい知識や情報を提供するとともに、家族、職場、地域が理解と協力を持ってサポートする体制の構築が求められます。

妊娠中の母体と胎児の健康を守り、安全な出産を実現するとともに、子どもの成長に応じた適切な支援を継続的に提供し、子どもが健やかに成長できる環境を整備していきます。

### (1) 母子保健の充実

#### 【現状と課題】

妊娠期から子どもの成長に至るまでの健康を支え、母子の幸福を実現するためには、妊娠中の健康管理や定期健診、予防接種、乳幼児健診等の充実により、母体と子どもの健康を守る体制を整備しておく必要があります。

アンケート調査でも、町に期待する子育て支援として「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」と回答した人が63.4%で最も多い結果となったことから、多くの住民が妊娠期から出産、さらには子どもの病気や緊急時にも対応できる医療体制の充実を強く求めていることが分かります(p.8 図表 9 参照)。

親が安心して子育てできる基盤として重要である母子保健や小児医療体制の充実に努めます。

#### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名   | 内容   | 担当課      |
|------------|--|----------|
| 小児専門医による外来 | 小値賀町国民健康保険診療所において、小児専門医による外来を開設しています。  | 診療所      |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業として、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談を行っています。  | 健康管理センター |
| 母子健康診査事業   | 妊婦及び産婦、乳児の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、適時に必要に応じた医学的検査を実施します。                          | 健康管理センター |
| 子育て短期支援事業  | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。                                    | 福祉事務所    |
| 出産・子育て応援事業 | 出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届出時・妊娠8ヶ月頃・産後4ヶ月までの間に面談を行い相談受付などの支援をするとともに、妊娠届出時と出生届出後の2回に分けて、それぞれ5万円を給付する、経済的な支援を行います。 | 健康管理センター |

## (2) 子どもの健康・安全の確保

### 【現状と課題】

子どもの健康・安全の確保は、健やかな成長と安心した生活を支えるために不可欠です。しかしながら、子どもが犠牲になる事件や事故は後を絶たず、私たちが住んでいるまちでも、いつでも起こる可能性があります。

また、子どもの健康を支えるためには、母子保健での取り組み以外にも、成長期における適切な栄養摂取や運動習慣の定着、心の健康を守るための環境づくりやストレスケアも必要です。

子どもの安全や健康を守るためには、地域全体で協力した取り組みが重要です。道路や生活環境の整備にぐわえ、誰もが安心して健やかに暮らすことができる環境の整備に努めます。

### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名      | 内容   | 担当課          |
|---------------|--|--------------|
| 交通安全灯の設置・維持管理 | 夜間の犯罪、通行事故等の危険を防止するため、通学路・集落間を結ぶ街路灯の設置及び維持管理を実施しています。  | 総務課<br>教育委員会 |
| チャイルドシート貸出    | 小値賀町に住所を有する 6 歳未満の乳幼児の父母及び小値賀町に住所を有し、里帰り等で 6 歳未満の乳幼児と一時的に同居する祖父母等に最長 1 年間チャイルドシートを無料で貸し出します。 | 福祉事務所        |

### (3) 子どもの成長に応じた支援

#### 【現状と課題】

子どもが健やかな成長を支えるためには、乳幼児期から学童期、思春期に至るまで、各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。

しかし、成長段階に応じて子どもの過ごす場所は変わるため、教育・保育施設と小学校間で子どもの発達状況や個別の支援が必要な情報が十分に共有されない場合、子どもが環境の変化に適応しにくくなる可能性があります。

教育・保育施設と小学校間の連携の重要性を双方で共有し、情報交換等を実施するなど、スムーズな連携の仕組みを構築することが必要です。また、行政や地域コミュニティ等の各関係機関との連携を得て、体制整備を進めることも求められます。

#### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名                               | 内容   | 担当課               |
|--|--|-------------------|
| 教育・保育施設と地域型保育事業との連携の推進                 | 将来的に地域型保育事業者が町内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を図ります。   | 福祉事務所             |
| 小値賀こども園と小学校等の連携の推進<br>(幼保小連携の体制)       | 小値賀こども園と小学校の連携を図り、こどもの成長に合わせた切れ目のない支援と教育環境づくりを進めます。  | 福祉事務所<br>教育委員会    |
| 配慮を必要とする児童への対応                         | 要保護児童対策地域協議会や健康管理センターから支援を受けている児童の情報など、支援が必要な児童、問題行動のある児童へのカンファレンスを依頼することで、対応方法を学び、発達に不安のある児童への支援体制を整えることにします。<br>放課後児童クラブ等では、個に応じた養育が特に必要と認められる場合には適宜、支援員を加配していきます。 | 福祉事務所<br>健康管理センター |
| 庁内関係機関及び子育てに関係する機関・団体との連携強化<br>(連携会議等) | 庁内の関係課及び子育てに関連する機関・団体との意見交換や情報の共有を行い、各種活動の推進に向けた関係機関との連携を図ります。   | 福祉事務所             |

#### (4) 放課後児童の健全な育成

##### 【現状と課題】

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後の時間をどう過ごすかが子どもの健全な育成に大きく影響しています。

本町でも、放課後に児童が過ごす場所として放課後児童クラブや放課後子ども教室を開催しています。特に放課後子ども教室では、よりみち塾やおぢか山学校、小値賀少年少女合唱団などを通じて、様々な体験活動や地域の人々との交流活動も行っています。

地域住民やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる仕組みづくりを推進していきます。

##### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名                   | 内容   | 担当課               |
|----------------------------|--|-------------------|
| 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ)  | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を継続して実施します。   | 福祉事務所             |
| 放課後子ども教室推進事業               | すべての児童を対象として、放課後や週末などに安心・安全に活動することができる居場所を設け、豊かな体験・交流の機会を定期的に提供し、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりに資する事業です。現在、町内で3つの事業を実施しています。  | 教育委員会             |
| 子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員の資質向上 | 放課後子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員等の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加を促していきます。   | 福祉事務所<br>教育委員会    |
| 配慮を必要とする児童への対応【再掲】         | 要保護児童対策地域協議会や健康管理センターから支援を受けている児童の情報など、支援が必要な児童、問題行動のある児童へのカンファレンスを依頼することで、対応方法を学び、発達に不安のある児童への支援体制を整えることにします。<br>放課後児童クラブ等では、個に応じた養育が特に必要と認められる場合には適宜、支援員を加配していきます。 | 福祉事務所<br>健康管理センター |

## 基本方針3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

地域全体で子どもの育成を支える取り組みは、子どもが安心して成長できる環境を提供するとともに、家庭の負担を軽減し、親が子育てに前向きに取り組めるよう支える点で非常に重要です。

地域住民、学校、行政が協力し、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点の整備、見守り活動の強化などを進めることで、子どもたちが安全で豊かな環境で育つ基盤を構築し、高齢者やボランティア等による子育て支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。

### (1) 地域における世代間交流の推進

#### 【現状と課題】

地域における世代間交流の推進は、地域コミュニティを活性化させるだけでなく、地域全体の相互理解が深まることにもつながり、すべての世代が安心して暮らせる社会を築くために重要な役割を果たします。

本町では少子高齢化の影響で人口減少が続いており、地域や暮らしを支える人材が不足するなど、人口減少による生活への影響が大きくなっています。

このような状況で、地域での世代間交流は、互いに助け合いながら地域を支える基盤を作るために重要です。高齢者が経験や知恵を若い世代に伝えることで地域の文化や知識が継承され、若い世代が高齢者を支える活動を通じて地域の活力が生まれます。世代間交流は、孤立や分断を防ぎ、住民全体で地域を持続可能な形で支える力を高める鍵となります。

こどもの成長を地域社会で支えることができるよう、すべての世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた取り組みを推進します。

#### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名              | 内容   | 担当課             |
|-----------------------|--|-----------------|
| 児童クラブや放課後子ども教室と地域との交流 | 児童クラブや放課後子ども教室では、地域の大人や高齢者、障がい者の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。  | 福祉事務所<br>教育委員会  |
| 町民体育レクリエーション大会の開催     | 年1回の町民体育レクリエーション大会を通じ、住民同士の交流と地域コミュニティの活性化を図ります。               | 教育委員会           |
| 小値賀小学校と地域との交流         | 小値賀小学校では、昔遊び等の行事などにより、高齢者等の地域の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。    | 教育委員会           |
| 小値賀こども園と地域との交流        | 小値賀こども園では、芋掘りや昔遊び等の行事により、高齢者等の地域の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。 | 福祉事務所<br>(こども園) |

## (2) 地域での子育て活動の充実

### 【現状と課題】

地域での子育て活動を充実させることは、親子だけでなく地域社会全体の活性化にもつながります。本町では、住民同士のつながりは比較的強く、子育て支援等の活動が行われている地域もありますが、一方で少子高齢化や核家族化が進む中、若い世代の流出が進み、子育て世帯が減少し、更には高齢化による子どもの見守り活動や子育て支援に関わる余力が限られているなど、助け合いの担い手が不足しているのが課題です。

住民相互の助け合い・支え合い活動が重要となっていますが、持続可能な取り組みを続けていけるよう、行政等の支援も含めた包括的な体制の整備を進めていく必要があります。

### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名  | 内容   | 担当課   |
|-----------|--|-------|
| 受入里親の登録推進 | 家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。養育困難家庭の支援のため、受入里親の登録を推進していきます。 | 福祉事務所 |

### (3) 要保護児童対策地域協議会の体制強化

#### 【現状と課題】

わが国では、令和4年6月に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の考え方を取り入れた「こども基本法」が成立し、令和5年12月22日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

しかし、児童虐待の認知件数は全国で年々増加しており、令和4年度中に全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件で過去最多となるなど、虐待をはじめとする子どもへの人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て、それを支える地域社会、さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかねばなりません。

また、子どもに対しても、自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え、自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害ですが、外からは見えにくい家庭の中などの閉ざされた環境で行われていることが多いため、そのすべてを把握できていない可能性もあります。

虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応するために、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないような取り組みを充実させていく必要があります。

#### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名                   | 内容   | 担当課   |
|----------------------------|--|-------|
| 虐待に関する啓発の推進                | 児童虐待に関する啓発を推進し、相談窓口についても周知啓発を行います。   | 福祉事務所 |
| 要保護児童への対応<br>(児童虐待防止対策の充実) | 虐待や不適切な養育環境におかれている要保護児童に対し、本町は要保護児童対策地域協議会が核となり、対応にあたっています。日々の生活態度や様子から知り得る情報は非常に重要であるため、関係機関との連携と情報共有を密に行う体制を構築していくとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした情報と支援の連携を進めていくことにします。 | 福祉事務所 |
| 養育支援訪問事業                   | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。  | 福祉事務所 |

#### (4) 児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備

##### 【現状と課題】

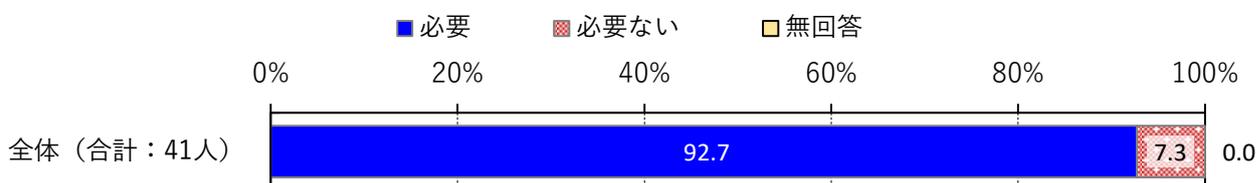
遊びは、こどもの身体や情緒面の発達に影響を与えるだけでなく、社会性や道徳観、忍耐力を育み、脳の発達も促します。

本町では現在、児童公園や海水浴場などのこどもが遊べる場所を整備していますが、その他に雨の日などでも遊べる室内遊具の設置についての要望が多くなっています。

アンケート調査でも、児童公園以外に雨の日に遊べる室内遊具の設置について必要だと回答した人が92.7%となっており、保護者の強い要望がうかがえます(図表14)。

こどもが生活の中で様々な能力を獲得し、健やかに成長していけるよう、その発達の段階に応じた遊びの機会を確保して去く必要があります。多くの経験をし、様々な人と関わることで、創造性や生きる力を身につけていくことができるよう、多様な遊びの場の提供に努めます。

図表14 児童公園以外に雨の日に遊べる室内遊具の設置について



##### 【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名     | 内容  | 担当課                   |
|--------------|---|-----------------------|
| 遊具の集約・総合整備事業 | 全年齢の集いの場として、総合的な遊戯施設の設置場所の検討を重ね、関係機関との協議を行い、整備の基本方針や構成等の内容を検討し、今計画中の集約を目指して検討・整備を進めています。児童公園の遊具は、毎年度の専門業者による定期点検及び点検結果に応じた修繕、更新を行い、適正に管理していきます。 | 福祉事務所                 |
| 園庭開放事業       | こども園に通っていない乳幼児が、保護者と一緒に他の子ども達と遊ぶことにより、同年齢の子どもとの交流を促し、親の子育ての参考とすることを目的とする事業です。   | 福祉事務所<br>(こども園)       |
| 屋内児童遊戯施設整備事業 | 雨天の遊び場、休日の遊び場としての公共施設の活用、施設整備を検討していきます。   | 福祉事務所<br>住民課<br>教育委員会 |

## (5) ワークライフバランスへの理解

### 【現状と課題】

保護者が子育てに喜びを感じながら仕事を続けることができる社会をつくるために、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域での活動の調和（ワークライフバランス）を実現することが重要です。

アンケート調査の結果をみると、子育て（教育を含む）を主に行っている人について「主に父親」と回答した人は 0.0%となっており、「父母ともに」と回答した46.3%を除く53.7%は父親が日頃の子育てに関わる機会が少ないものと考えられます（図表 15）。

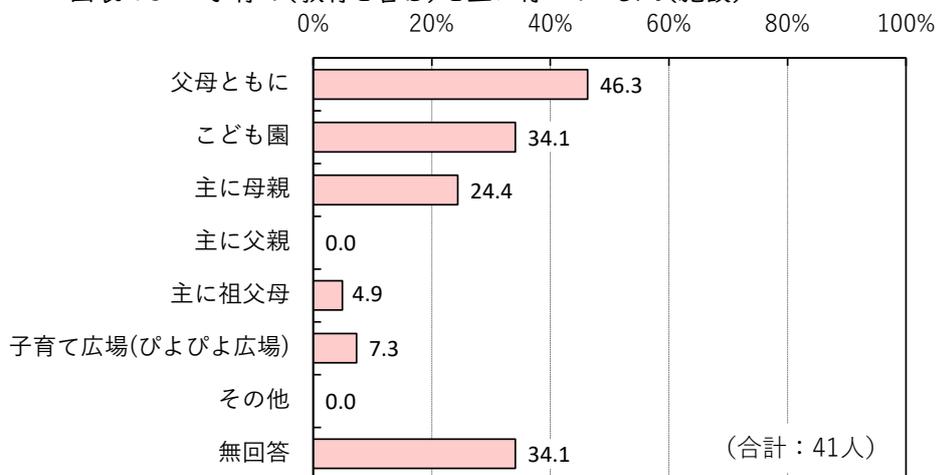
また、父親・母親のフルタイム就業者の1日の就労時間についてそれぞれみると、父親で8時間よりも長いと回答した人の割合は47.4%と母親の3倍以上となっており、育児休業の取得についても「取得した（取得中）」が4.9%にとどまる結果となっています（p.7 図表 10 参照・図表 16）。

これらの長時間労働や育児休業を取得しにくいといった状況が、父親の家庭や育児への参画を妨げている可能性が考えられます。

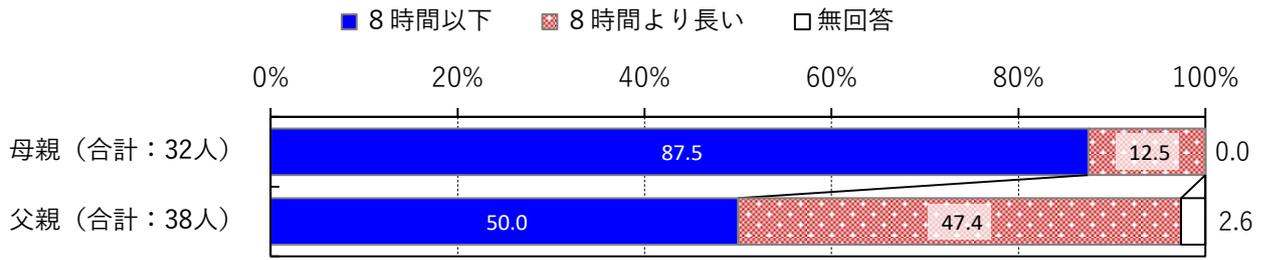
近年では、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつありますが、一部では依然として「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による無意識の役割分担の考え方が根強く残っており、男性が家事や育児に積極的に関わることに對して、職場や家庭内での期待や理解が十分でない場合も多くあります。

ワークライフバランスの実現に向け、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境整備に努めます。

図表 15 子育て（教育を含む）を主に行っている人（施設）



図表 16 フルタイム就業者の1日の就労時間



【主な取り組みと事業】

| 取り組み・事業名            | 内容   | 担当課   |
|---------------------|--|-------|
| ワークライフバランスについての広報事業 | 町内事業所における育児休業制度、短時間勤務制度等への理解を深めることで、子育て世帯の制度利用を促進し、出産へのハードルを下げることを目的とする事業です。育児休業取得をしやすいように、広報を主として事業を実施していきます。 | 福祉事務所 |

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 量の見込みについて

### (1) 教育・保育の「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を示すこととなっています。

### (2) 見込量の考え方

見込量の計算方法については国の手引きを参考に、より正確性の高いものにするため、事業ごとに過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町では、町全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施します。

図表 17 本町におけるサービスの提供区域

| 区分 / 施設・事業名   |  | 区域  |
|---------------|--|-----|
| 教育・保育施設       | 保育所(園)・幼稚園・認定こども園  | 町全体 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査事業</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・放課後子ども教室推進事業</li> <li>・利用者支援事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・実費徴収にかかる補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が参画することを促進するための事業</li> </ul> | 町全体 |

### 3. 教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の実績から、本計画期間中の見込み量を算出し、確保の方策を策定しました。

| 区分   | 内容                           |
|------|------------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童です。 |
| 2号認定 | 3～5歳の保育を必要とする児童です。           |
| 3号認定 | 0～2歳の保育を必要とする児童です。           |

#### 【1号認定】

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| ②供給可能な量  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 過不足(②-①) | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |

(人)

#### 【2号認定】

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②供給可能な量  | 35    | 35    | 35    | 35     | 35     |
| 過不足(②-①) | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |

(人)

#### 【3号認定】

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②供給可能な量  | 32    | 32    | 32    | 32     | 32     |
| 過不足(②-①) | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

(人)

#### 【確保の方策】

- 教育・保育サービスについては量の見込みに対して供給可能な量が確保できている状況です。引き続きニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### (1) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| ②供給可能な量 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |

#### 【確保の方策】

- 母子手帳発行時に受診票を交付します。  
また、安心出産支援事業で交通費を補助することにより、受診にかかる経済的負担を軽減します。

### (2) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(人)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| ②供給可能な量 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |

#### 【確保の方策】

- 出生のあった全件について、保健師・助産師等の専門職による指導・助言を行います。  
状況に応じて、オンラインも活用します。

### (3) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

(人日)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| ②供給可能な量 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 実施個所数   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### 【確保の方策】

- 「ぴよぴよ広場」として、週3回実施します。

#### (4) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(人)

| 年度     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

##### 【確保の方策】

- 必要に応じて、事業を実施します。

#### (5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な養育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

(人)

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 25    | 25    | 25    | 25     | 25     |
| ②供給可能な量  | 40    | 40    | 40    | 40     | 40     |
| 過不足(②-①) | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |

##### 【確保の方策】

- 放課後児童クラブを1か所定員40名で実施しています。

#### (6) 放課後子ども教室推進事業

すべての児童を対象として、放課後や週末などに安心・安全に活動することができる居場所を設け、豊かな体験・交流の機会を定期的に提供し、地域の活性化やこどもが安心して暮らせる環境づくりに資する事業です。

(か所)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| ②供給可能な量 | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |

##### 【確保の方策】

- よりみち塾、おちか山学校、小値賀少年少女合唱団を開設しています。

### (7) 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

(か所)

| 年度         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み     | 0     | 0     | 1     | 1      | 1      |
| こども家庭センター型 | 0     | 0     | 1     | 1      | 1      |

#### 【確保の方策】

- こども家庭センター設置にあわせて、事業開始予定です。  
また、実施のための専門職の安定的な確保に努めます。

### (8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(人日)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 3     | 3     | 4     | 4      | 4      |
| ②供給可能な量 | 4     | 5     | 6     | 6      | 6      |

#### 【確保の方策】

- 里親世帯2世帯にて実施しています。受入里親の登録を推進していきます。

### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園が、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

(人/月)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 6     | 6     | 8     | 8      | 8      |
| ②供給可能な量 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |

#### 【確保の方策】

- 小値賀こども園にて受入を実施しています。

(10) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(か所)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 0     | 0     |       |        |        |
| ②供給可能な量 | 0     | 0     |       |        |        |

【確保の方策】

- 相互援助活動に関する連絡調整ができるよう体制を構築します。

(11) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

(人日)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②供給可能な量 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

【確保の方策】

- 常駐看護師不在のため、必要に応じて実施を検討します。

## (12) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

「こども園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」と「一時預かり事業(その他)」に分けて量の見込みを算出します。

### ①こども園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

こども園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 1     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②供給可能な量 | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

(人日)

#### 【確保の方策】

- 保育士不足が問題ですが、最大2人の受入が可能になっています。

### ②一時預かり事業(その他)

就学前児童のうち未就園児を対象としたその他の場所での一時預かり事業です。

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②供給可能な量 | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

(人日)

#### 【確保の方策】

- 子育て支援拠点事業「ぴよぴよ広場」での実施分です。

## (13) 子育て世帯訪問支援事業【新】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問等を行い、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②供給可能な量 | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

(人月)

#### 【確保の方策】

- 福祉事務所職員による支援を行います。

#### (14) 妊婦等包括相談支援事業【新】

各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うというものです。

(人回)

| 年度        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 妊娠届け出数(人) | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 面談回数(回)   | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| ②供給可能な量   | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |

#### 【確保の方策】

- 国の手引きに従い、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1組(妊婦及びその配偶者等)当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込んでいます。
- 推計の0歳人口を出生数とみなし、面談回数(3回)を乗じて量を見込んでいます。

#### (15) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。国の動向に対応して、実施していきます。

#### (16) 多様な主体が参画することを促進するための事業

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

今後は事業者からの申請にもとづき、必要に応じて事業を展開することとします。

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新】

保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中であれば、就労要件を問わず保育を提供する制度です。

●0歳(生後6か月以降)

(人月)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | —     | 0     | 1     | 1      | 1      |
| ②供給可能な量 | —     | 0     | 1     | 1      | 1      |

●1歳

(人月)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②供給可能な量 | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |

●2歳

(人月)

| 年度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み  | —     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②供給可能な量 | —     | 2     | 2     | 2      | 2      |

【確保の方策】

- 本町では、令和8年度から実施するために調整しています。
- こども園の定員に達しない部分を活用する余裕活用型として運営する予定ですが、保育士不足等の理由により、多い人数は受入できない状況になっています。
- 対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満としています。また、月一定時間についても同様に、10時間としています。

## 5. 教育・保育の一体的な提供の推進

### (1) 認定こども園の普及に係る本町の基本的考え方

平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ることとなっています。

これは、少子化、共働き世帯の増加、女性の社会進出といった社会の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えつつ教育・保育の一体的な提供を推進することを目的としたものです。

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設で、既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えており、都道府県から認定を受けています。

本町では平成27年度に町立こども園を認定こども園に移行しており、今後も継続して運営をおこなっていきます。

## 6. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

### (1) 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの、いわゆる外国につながる子どもについて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。

### (2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

子ども・子育て支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、幼児教育・保育等の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、地域の実情に応じた必要な支援に努めます。

## 7. 本計画中に実施を見込む事業

| 取り組み・事業名             | 内容  | 担当課      |
|----------------------|---|----------|
| 乳児一般健康診査の受診にかかる船賃の補助 | 出産後の乳児一般健康診査の受診にかかる船賃の補助を検討します。   | 住民課      |
| 産婦一般健康診査の受診にかかる船賃の補助 | 出産後の産婦一般健康診査の受診にかかる船賃の補助を検討します。   | 住民課      |
| 産後ケア事業               | 身体的回復と心理的な安定の促進が必要な母親に対して、母親自身のセルフケア能力をはぐくみ、健やかな育児ができるように支援する事業です。事業の実施に向け、定期的に来町できる助産師の確保に向けて情報を収集していきます。                | 健康管理センター |
| こども家庭センター運営事業        | 妊娠から出産・子育てまでの相談窓口をワンストップで一体的に担う「こども家庭センター」の設置を目指します。  | 福祉事務所    |
| こどもの見守り体制の整備         | 子育て世帯やこどもの様々な相談事を受ける取り組みとあわせて、こどもが緊急時に公共施設(学校やこども園、図書館、役場等)に駆け込むことができる体制づくりを進めます。   | 福祉事務所    |
| ファミリー・サポート・センター事業    | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。連絡調整に係る人員確保に向け、情報収集と検討を進めます。 | 福祉事務所    |
| おぢかっ子生活応援事業<br>(仮称)  | 子育て世代の情報交換やイベントなど、子育てサークルを開催する団体等へ支援を行います。  | 福祉事務所    |

## 第6章 計画の推進に向けて

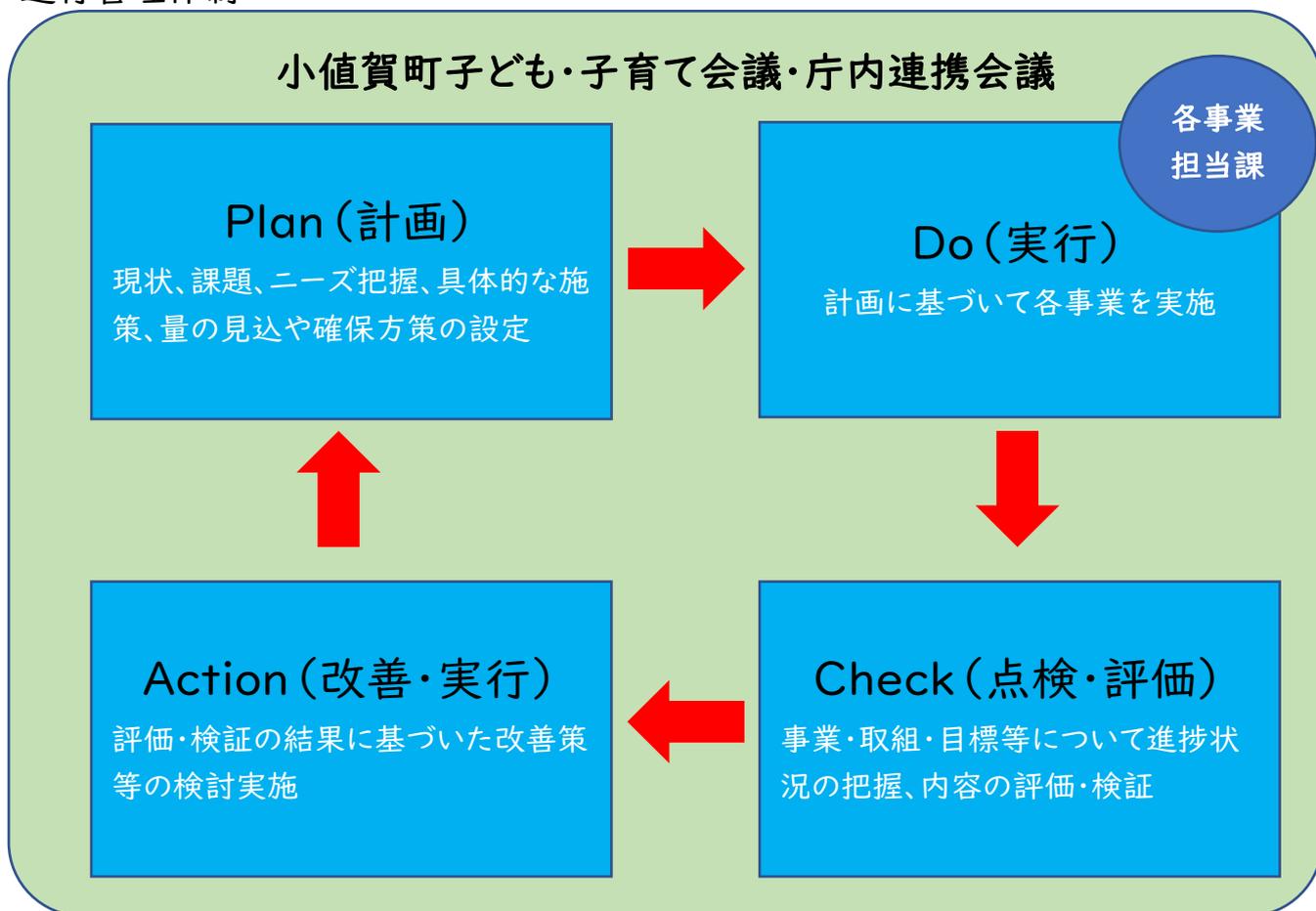
### 1. 計画の推進に向けた進行管理・点検・評価

本計画を着実に推進いくために PDCA サイクルの考え方に基づいて、小値賀町福祉事務所において進行管理を行い、庁内関係課による定期的な連携会議等を通じて、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善していく体制を構築します。

また、点検結果をもとに、毎年度「小値賀町子ども子育て会議」で点検・評価を受けるとともに、計画内での取り組みに関するご意見等をいただき、計画に記載している事業の円滑な実施につなげます。

本計画の内容、進捗状況や評価結果については、小値賀町の HP 等で公表し、町民への周知を図ります。

#### 進行管理体制



### 2. 計画の見直し

本計画における「量の見込と確保策」と実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合などは、必要に応じて、計画の見直しについて検討を行います。

## 資料編

### 小値賀町の子ども子育てに関する計画の変遷

|   | 計画期間        | 計画名称                 |
|---|-------------|----------------------|
| 1 | 平成27～平成31年度 | 第1期小値賀町子ども・子育て支援事業計画 |
| 2 | 令和2～令和6年度   | 第2期小値賀町子ども・子育て支援事業計画 |
| 3 | 令和7～令和11年度  | 第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画 |

### 計画策定の経緯

|   | 会議                           | 内容   |
|---|------------------------------|--|
| 1 | 第1回子ども・子育て会議<br>令和6年10月9日開催  | ○第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画の策定計画について<br>○アンケート調査の実施について<br>○計画策定の骨子について                        |
| 2 | 第2回子ども・子育て会議<br>令和6年12月18日開催 | ○第2期小値賀町子ども子育て支援事業計画 点検・評価<br>及び今後の方向性について<br>○子ども子育てアンケートの集計結果について<br>○こどもへのアンケート調査について |
| 3 | 第3回子ども・子育て会議<br>令和7年1月29日開催  | ○第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画【素案】について  |
| 4 | 第4回子ども・子育て会議<br>令和7年3月       | ○計画最終案について   |
| 5 | 令和7年3月                       | ○第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画 完成   |

## 小値賀町子ども・子育て会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、小値賀町の子育て家庭からのニーズや子育て関係支援者から十分な意見を聴取し、施策に反映し、実施するための重要な会議として、小値賀町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

(1) 法第77条第1項各号に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、充て職の委員については、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たにその職に就いた者を委員(以下「補欠委員」という。)とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所福祉係において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

## 小値賀町子ども・子育て会議委員名簿

|    | 選出区分                | 所属           | 氏名     |
|----|---------------------|--------------|--------|
| 1  | 子どもの保護者             | 小値賀町 PTA 連合会 | 遠山 吉嗣  |
| 2  |                     | こども園保護者代表    | 平岡 道呼  |
| 3  | 子育て支援関係者            | ぴよぴよ広場       | 柳原 彩湖  |
| 4  |                     | ふれあい教室       | 平 美奈子  |
| 5  |                     | 小値賀こども園      | 島田 聡士  |
| 6  |                     | 小値賀町教育委員会    | 山元 忍   |
| 7  |                     | 小値賀町住民課      | 北村 仁   |
| 8  | 学識経験者<br>その他町長が認める者 | 校長会          | 小川 広孝  |
| 9  |                     | 教育相談員        | 山本 麻理子 |
| 10 |                     | 民生委員児童委員     | 横山 富代  |
| 11 |                     | 小値賀町商工会      | 松尾 孝   |
| 12 |                     | 青少年育成会       | 尾崎 孝三  |
| 13 |                     | 婦人会          | 中川 由美  |

事務局

小値賀町福祉事務所

小値賀町総務課

小値賀町教育委員会

小値賀町住民課・健康管理センター